

講演2 「歴史のなかの九頭竜川」

福井大学 名誉教授
松浦 義則 氏

松浦でございます。私は歴史の観点から九頭竜川について、お話をしたいと思います。

崩れ川

まず最初に、大切なこととして指摘したいことがあります。それは九頭竜川というのは、特に前近代においては洪水による大変な被害を与えた川だったということです。従って中世には、「崩れ川」、流路が定まらない川というふうに史料に出てきます（『大乗院寺社雜事記』文明12.8.3条）。戦国時代には「くつれのわたり」と見え（伊達家文書）、橋がなくて、川舟で渡ったようです。

洪水により水浸しになった水面の少し土が盛り上がったところを、地形的に島と呼んでおりますが、九頭竜川流域の開発、あるいは再開発というのは、その島を拠点に進められました。それで、九頭竜川流域には数多くの島という地名が残されております。参考地図（p.4）をご覧になれば分かるとおりです。私が住んでいるところも八ツ島という地名を名乗っております。この自然の猛威ということに十分注意していただきたいと思います。

コシの中心地松岡

それでは、最初に古代・中世の九頭竜川についてお話しします。考古学でいう古墳時代、4世紀から6世紀の、現在の石川県も含んだコシ（越）の中心地は、間違いなく松岡の地区にあったことがわかっています。この地には140メートル級の前方後円墳である手縄ヶ城山古墳と六呂瀬山古墳があります。140メートル級古墳としては石川県の秋常山古墳（能美市寺井町）がありますので、松岡地域が大規模古墳を独占しているわけではありませんが、間違いなくここがコシの国の中心地であり、これらの古墳に葬られた人を広域首長と、学者は呼んでいます。

なぜ、ここが中心地で、このような古墳が築かれたのかいうと、まず一つは、ここは福井平野の農業用水の取り入れ口がありました。もう一つは、たぶん流路をある程度安定化させておかないと、大水が出るたびに、どこが被害にあうか分からぬということでは困りますので、広域首長たちがある程度素朴な防護堤をつくって流路を安定させるという機能を果たしていたのではないかと私は思います。

ここに築かれた古墳の一つに二本松山古墳という前方後円墳があります。その石棺は重さ2トンありますが、それを運んできたのは、まさに九頭竜川です。笏谷石を切り出しまして、足羽川から九頭竜川をさかのぼらせて、運ばれたと指摘されております（講演2配布資料 pp.25-27、以下同じ、1-①-b）。そういう意味では、川が権力の象徴である墓を支えていたのでした。

松岡地域の重要性を示す三つ目は、奈良時代における越前の交通の要所が、まさにこの地域にあったことです。奈良時代の754年ころの史料に、久米田橋という橋をつくろうという動きがあります。この橋は現在の松岡の五松橋あたりに架けようとした橋だとされています（1-①-c）。これは大変なことで、近世（江戸時代）の越前の嶺北部におきまして、まともな橋は北庄の現在の九十九橋（北庄大橋）だけで、あと九頭竜川では高木に舟を連ねた舟橋があるだけでした。そういう状態なのに、古代においてここに橋をつくろうとされたのは、まさにこの地域が交通の要所であったからであろうと考えられます。

鳴鹿伝承

平安時代には、1142年に越前国司が「鳴川堤料人夫」を徵発している史料があり（1-②）、国司が国内の人々を動員して鳴川の護岸工事を行っています。かつて広域首長が担っていた治水を、律

令制の時代には国司が担っていました。

なお、ここで九頭竜川が鳴川と呼ばれております。これに関連して鳴鹿伝承について触れておきます。1100年に興福寺・春日神社の荘園である坂井郡河口荘が成立します。河口荘は本荘郷などの10郷からなっており、九頭竜川で取水して河口荘を潤す用水路を十郷用水といいます。河口荘の領主でありました興福寺・春日神社は、この用水を支配するために、この用水は春日神社の神の使いである鹿が導いてくれたものだという神話をつくり、鳴と川の間に「鹿」という字を入れ、鳴鹿伝承として流布させました。

中世の川船

今度は中世について三つの事例を挙げております。最初の史料（1-③）は、若狭三方郡御賀尾浦（みかおほらうら）の船が塩を積んで北庄（福井）までやってきたという事例です。まさに九頭竜川をさかのぼり日野川、足羽川を経て、若狭との交流が行われていました。

次の史料（1-④）は、一乗谷に唐人（中国人）がいたことを示すものです。その唐人は安波賀（あばが）の入江にいたとありますから、船運の便宜を考えて足羽川の川辺に屋敷や倉庫を持っていたと思われます。これもまた九頭竜川、日野川、足羽川を遡上していた商売人たちということになります。三国湊には戦国期の1551年7月に唐船が入港しています（「朝倉始末記」）。

そうしたなかで、加越国境に近い勝山の北谷と三国湊が川船で結ばれていた可能性を示す唯一の史料を紹介しています（1-⑤）。北谷のいくつかの集落はかつて七山家（ななやまが）と呼ばれていましたが、1524年にその七山家の人々の作った「ひもの（檜物）、筏、蓑、笠、くれ（樽）、箕、さうけ（笊）、うす（臼）」が九頭竜川の川船で福井の平野部、あるいは三国湊まで運ばれていました。「くれ（樽）」は材木を、「さうけ（そうけ、笊）」はざる（笊）を意味します。この史料は、吉田郡藤島荘の荘官が九頭竜川に関所を設置し、運ばれてくる七山家の製品に通行税を課して、平泉寺の流鏑馬の費用に宛てようとしたことを示すものです。農民よりも山の民のほうが製品を商品として販売する必要があり、そのために九頭竜川において山と海を結ぶ川船が運航していました。

近世川船の状況

まず最初に近世の川船について見ておきます。史料2-①は勝山の宮地村から三国湊まで年貢米を陸路1.5里、川路10里（40km）、運賃は米1石に付き7.75合で運ぶのだとしています。しかし、これは実は建前らしくて、実際には川船が利用されていたのは福井の舟橋から三国湊、せいぜい松岡ぐらいから下流であったようです。

上流は近世には、ほとんど川船は利用されていないといわれております。その理由は、川が急流であって、帰路に船を陸上から引いて遡るのが困難であるからとされています。また、松岡より上流は川の中に島ができているため、水流が分かれてしまします。そうすると水の深さが半分ぐらいになってしまいますので、ますます舟が通りにくくなります。従って、『上志比村史』（2-①）が指摘しているように、上志比村その他舟を持っていても、それは洪水のときに逃げ出すための船であって、川船として利用するものではないのです。

それに対して、舟橋より下流、例えば安居辺りの川船は三国に往来しているということが書かれております（2-②）。河合の地区には二日市とか六日市という地名があります。狭いところに何で市場が何ヵ所もあるのかなと思っておりましたら、河合地区の船は年貢を三国に積んで行き、帰りに塩とかあいもの（生魚と塩魚の間のもの）を積んで帰り、そしてこれらを二日市や六日市の市場で売り広めたといわれております（2-③）。われわれは市場というものを陸上交通の観点から考える傾向が強いのですが、この事例に見られるように、河川交通の観点からも捉えてみる必要があります。

全体としてみると、残念ながら近世においては、九頭竜川は中世に持っていたような、船で奥越

と平野部や湊をつなぐという機能をかなり制限されていました。

朝倉氏の鳴鹿大堰管理

さて今述べた九頭竜川の船運を制限したもののなかで、一つ大きな原因となったものが鳴鹿大堰でした。これは鳴鹿に設けられた大堰によって川船が通れない、あるいは少なくとも4月から8月まで通れないということです。しかし、この鳴鹿大堰こそが福井平野、坂井平野を潤す重要な堰であり、その意味では九頭竜川の歴史を語る場合に、極めて大きな役割を果たしてきました。

簡単に申しますと、九頭竜川の鳴鹿において、川の中に、時代によって長さが違いますが、通常138間の堰によって、堰き止め（堰き上げ）られた用水が河口荘十郷、あるいは坂井郡の高椋、磯部、後に新江などを加えた地域を潤していました。そして、100を超える村々、村高にして66339石に達する村々がそれを利用していました。十郷用水だけで45カ村が利用していたといわれています。

この用水は中世にさかのぼり、1537年の朝倉氏の史料が残されています（3-①）。この史料の要点は、次の三点です。まずは、a) 十郷のそれを利用する農民たちは組合をつくって、井料米というものを徴収して、大堰の造営費に充てています。そして、b) 朝倉氏は大堰の監督を領主（十郷用水を利用する村々を支配した朝倉氏の家来）に命じて、ちゃんと造営しているかどうかを監視させています。最後にc) 造営井料米を出さないような村があった場合には、朝倉氏の中間ちゅうげんが派遣されて催促し、それでも出さない場合は科銭（罰金）を課すので朝倉氏に訴訟するようにと定め、朝倉氏が鳴鹿大堰運営のための最終的な保証人の機能を果たしています。すなわち、鳴鹿大堰運営は農民の組合、村々の領主、大名朝倉氏という三つによって重層的に保証されていました。

近世の鳴鹿大堰普請

さて、近世に話を移します。近世には、この大堰は御普請所とされていましたが、御普請所というのは藩などがその造築工事の公共性を認めて、そのための財政的援助を与えているところです。鳴鹿大堰を守ろうとする人は、藩などがこれを御普請所に指定していることは、この大堰の公共性が公認されていることを示すという論理を展開しています。

大堰に対する藩などの援助とはどういうものか。堰をつくるためには、九頭竜川防災センターに見本がありますように、籠をつくって、その中に石を入れ、川の中に杭を打ってそれに籠を藤蔓で縛り上げておくというやり方を取ります。それで藩などは杭1000本、藤1000貫目を山竹田村から出すことにし、実際には16.285石の米が支給されました。

しかし、実際の大堰の設置に必要な資材は、それだけではとどまりませんでした。例えば、1722年には杭は2280本で、倍ぐらいを必要としております。あるいは、1727年の例を出しますと、籠をつくるための竹は8000本、藤1133貫目、杭は7000本、そして人数は9000人という膨大な量を必要としました（3-②）。19石余の御普請所としての援助では到底足りず、大堰の造築と維持は基本的に用水を利用する村々が自力で行っていました。また大堰をせっかくつくっても、洪水が起これば、それは破壊されてしまいますから、2番堰、3番堰と何度もつくりなおさなければならなかったといわれています。

宝暦の大堰紛争

さてそうすると、この川を利用する、例えば川船を利用する、あるいは筏を流す、そういう人たちと大堰との間に当然紛争が起こります。有名な、宝暦年間の大堰紛争というのがよく知られていますので、紹介しておきます（3-③）。

これは、五領ヶ島の人たちが浄法寺山への山稼ぎに往復する通路を確保するためと、浄法寺で切り出した木を筏にして流すために、1751年（宝暦元年）8月に大堰が邪魔であるとして、これを破ったことが発端となりました。これに対し、十郷用水などの側はこの大堰は御普請所であって、一

年中常時、設置しておくものだと主張しました。この紛争は5年近く続き、関係する村々の領主が違いますので、江戸の幕府の裁決を受けました。その結局、農業用水が不必要になる8月から翌年の4月までの間、138間の堰のうち北側の24間の堰を解除して、これを開くことになりました。それで毎年、24間分は最低でも造築工事をしなければならぬことになりました。

このように、川の利用をめぐって、堰と川船や筏との間には深刻な対立が起こります。近世は、まさに石高制と呼ばれるような農業、水稻耕作に立脚した時代であり、堰を優先するというのは治政として確立していても、公共性という観点から、このような筏や川船を認めざるを得ないということが、ここから分かるかと思います。

比島の渡し場組合村

四つ目としまして、九頭竜川の渡し船について、お話し致します。先ほど申しましたように九頭竜川の橋は「高木の船橋」と呼ばれる、船を横に並べて藤蔓か、あるいは鉄鎖で結んだものであります。その他の所では渡し船が利用されていました。渡し船はどこにあったのかということは、参考地図（p.4、24. 比島）をご覧になっていただきたいと思います。

本日は、比島の渡し船を例に取り上げて考えてみたいと思います（4-①）。この渡し船を利用する幾つかの村々、例えば比島や鹿谷の村々が組合村として結集して、この渡し場を支えているのですが、組合村の中でもしおちゅう紛争が起こります。それは多くの場合、渡し場と渡し船を管理して指導権を握りたい比島と、それをそのまま認めると費用がかさんだり、利便性を失うことを避けようとするその他の組合村の対立というかたちをとります。

具体的にちょっとだけ申しますと、比島は昔は大きな船を持っていて、渡し場で人や牛や馬などの家畜を渡していました。ところが、経費節減のために船を小さくしたため、牛や馬は運べなくなったり。しかし1788年に比島は昔のように家畜を運ぶことのできる大船をつくりたいので、組合村より大船建造費を出してくれるようにと提案しました。これに対し組合村は反対して、そんなものはいらないと返答しています。比島の指導権が費用の点から抑えられています。

その次は1808年の例です。比島はかなり上流に位置し、鹿谷の中の保田は下流にあります。ある時洪水があって、比島の渡し場が上流に移動したため、下流の保田の村人たちは渡し場がそれまでよりも遠くなつたという不満から、組合から抜けるぞという態度を見せました。このように村が抜け出しますと、ばらばらになって統制が取れませんので、保田を何とか組合にとどまらせるように、比島を含めて組合の中で協議がなされました。その結果、雪が積もって遠くまで出掛けしていくのが大変な冬場の間だけ保田の近くに渡し場をつくることで、何とか妥協が成り立っています。

そして幕末の1811年の例は、この組合村の人々大勢が勝山で訴願をしようと思って、一度に比島の渡し船に押し掛けたので、渡し場が渋滞したという出来事です。勝山に訴えようとしている人は気が荒くなつていて、渋滞を起こしている比島の渡し場の人たちを罵倒したのです。これに比島は怒つてしまつて、それなら、もう渡し場はやめたというわけで、船の管理も何もしないぞと言ひ放ちました。比島に渡し場をやめられると困りますので、他の村々も妥協して、これまでどおり比島の渡し場の費用は組合村が負担する、船をつくるような場合には、比島村で相談をするなどということを確認しています。

隔てる川・結びつける川

このように、この組合村の中では、絶えず紛争が起こっておりますけれども、組合村を分裂させ解体してしまうと向こう岸に渡れないことになります。渡し船組合は、まさに内部の対立がありながらも、これを解体してしまうことはできないので、何とかして絆がほころびるのを防がなければならぬのです。

最初にお話があったように、まさに九頭竜川は、隔てるものであるが、その本性は結ぶものであるということを、この渡し船の例が示しております。川に安定的に橋を架ける技術水準が低い上に、九頭竜川の猛威が克服されない近世においては、九頭竜川は対岸との間を隔てるものと感じられた

かも知れません。しかしその隔てるものを克服するために渡し船はあり、それを維持していくためには、組合村に結集する地域の人たちは互いに結びつきを断ち切ることはできませんでした。まさに渡し船は共同の財産、commons コモンズという英語がありますが、共同の財産を何とかみんなで利用するにあたり対立と協調が行われております（参照：菅豊『川は誰のものか』2006年、吉川弘文館）。

この渡し船の組合村々の対立と協調が、今日歴史学でも注目されている、近世・近代の地方自治につながる広域行政を支えていく経験になったのではないかと考えています。更に、渡し船は組合に直接加入していないようなところにも結びつきを持っております。例えば大野藩は、この比島の渡しに毎年、銀五匁を渡しておりますし、志比境村は比島の渡しの組合村ではないにもかからず、渡し船をときどき利用しますので、銀二匁を比島、その他に渡しています（4-②）。流域の村々は組合村でなくともこのようなかたちで九頭竜川に広域的につながっていました。

川の公共性

最後に、まとめておきたいと思います。何よりも自然の脅威を克服していく、これが九頭竜川の流域の人々、あるいは流域でない人々にとっても、大きな課題でした。そして、古代の国を単位とする全体的行政組織が崩れた後には、中世以降、近世におきましても川や流域全体を保全する全体的組織がありませんでした。この点、近世の人々は災害に苦しみ、あるいは利害をめぐって直接紛争を起こしました。近世の人たちの課題はこうした災害や紛争を自立した村人が克服することにありました。技術的な限界もあって、その最終的な克服は、近代に入り行政の課題になると考えられます。

これらの歴史を振り返ってみると、川はそれを利用する人々が、まず第一に優先権を持ち、鳴鹿大堰、川船、筏、渡し船として、目に見えるかたちで利用していました。ところが、近代になりますと、川船とか、筏とか、渡し船というものがなくなっています。それでも九頭竜川は、われわれの飲料水であるとか、あるいは配水管をつないだパイプラインの農業用水であるとか、工業用水であるとか、そういうものに利用されて、その重要性を決して失っていません。しかしそれらはかつての川船などと違って、直接目に見えにくいかたちで進行しているのではないでしょうか。

しかし、逆に言えば、川は大堰を作つて用水を取る人のもの、川船を操り筏を流す人のものというよりも、そういうものが見えなくなつて、むしろ川はみんなのものという近代的な理念が生まれてくることにもなつたのです。そして現在、そのような理念を歴史の中から学び、それをより具体的に、より豊かにしていく必要があることを述べて、私のつたない話を終わります。

（講演2終了）

○司会

どうもありがとうございました。

古代中世の山の人々と海の人々とのつながりだけではなく、近世以降に見られる対立と妥協の状況、つまり水をめぐって住民同士が対立し、さらに妥協点を模索していく。そういう状況を歴史資料から具体的にお話ししてくださったと思います。

では、次の講演に移りたいと思います。最後の講演は、川をめぐる民俗文化をテーマにしたものです。講師は、元、福井県立歴史博物館副館長の坂本育男さまです。坂本さまは県立若狭歴史民俗資料館や県立歴史博物館の副館長などを歴任されまして、越前海岸の筏、九頭竜川の漁撈など、福井県の民具、伝説などを幅広く研究されています。

では、お願ひいたします。

講演 2 配布資料

はじめに

崩川（『大乗院寺社雜事記』文明 12.8.3）「くつれのわたり」（伊達家文書）

→「島」に拠る集落と開発（藤島、兼定島、板東島、妙金島、飯島、牧福島、比島、…）

1. 古代・中世の九頭竜川

①コシの中心地

松岡・丸岡古墳群（4世紀後半～6世紀前半、140m）

a) 手縄力城山古墳・六呂瀬山古墳=コシの広域首長=九頭竜川の取水口、流路の安定化

b) 二本松山古墳の石棺（5世紀後半、2トン、笏谷石）

足羽川を下り、高屋から九頭竜川を遡航（『福井県史』通史編1、149頁）

c) 交通の要所 久米田橋（754年ころ。現、五松橋あたり）

館野和己「久米田橋と古代越前」（『福井県史研究』13号、1995年）

②鳴川堤

永治2年（1142）3月 越前国司序宣→大野郡牛原莊

牛原莊に対する「鳴川堤料人夫」を免除（『醍醐雜事記』3）

→国司による九頭竜川築堤工事

→「鳴川」から「鳴鹿川」への神話化（1100年春日社領河口莊の成立）

③鎌倉末（14世紀前半）若狭三方郡御賀尾浦（神子浦）塩舟が越前足羽に到ったところ山門神人（延暦寺に奉仕する人）により塩・銭を奪われる（大音文書）。

→若狭の浦と越前の町や村を結びつける。

④一乗入江の唐人

「大乗院寺社雜事記」明応7年（1498）9.11条

越中御所様（足利義尹）今月朔日越前一乗入江唐人の在所へ上下十三日（人）にて入御

→一乗入江（安波賀力）の唐人と足羽・九頭竜の河川利用の輸出入

⑤ 山の民七山家（勝山北谷地区）の製品の川舟運送

大永4年（1524）9月、平泉寺で臨時稚児流鏑馬

→その費用485貫文余を吉田郡藤島莊の下司中村氏が負担

→九頭竜川藤島莊中郷流域に川関所を設置

七山家の製品に対し「口取」（通行税）徴収。その史料（白山神社文書1号）

一、七山家口取の事、ひもの（檜物）口、筏口、蓑、笠、くれ（樽）の口、箕、さうけ（笊）、うす（臼）、其の外諸口先規よりこれを取る也、

一、河おもて進退の事、中郷井川研ヨリ鬼か瀬まで、知行せしむ者也、

→平泉寺と七山家 筏 樽 山の民を平野部へ、さらに諸国へ

→河川水運は山との関連（筏・炭、熊野川）が深い。

2. 近世の川舟運送

①年貢米運送

勝山市宮地村、寛政元年（179年）巡検使案内懷中控（石塚半兵衛文書1号、『勝山市史』資料編3）

御廻米三国迄道法 三国湊迄〈陸路壱里半、川路拾里〉 川路五里ハ百姓役

一、御廻米五里外賃米〈元米壱石ニ付米七合七勺五才、元糀壱石ニ付米六合二勺〉

→しかし実際は、舟橋～三国間の運送（急流、浅瀬には川浚い等が必要、ミトの分散、鳴鹿堰）

志比の村の舟は大水の時の避難用である（『上志比村史』1987年、702頁）

②安居の川舟 正徳4年（1714）福井藩触書（『福井市史』資料編6）

安居両渡、其外川筋之村々川舟持共、舟大小ニよらず福井并三国又ハ方々之川筋荷物致運送候義、

…

③河合地区の二日市・六日市

河合地区高屋・網戸瀬 年貢積み下し、帰り荷（塩・四十物）の市場（六日市・二日市）での交易（上杉喜寿『越前。若狭河川のルーツ』79頁）

→川舟運送と経済圏

3. 鳴鹿大堰

138間 十郷・高椋郷・磯部郷 109～118か村・66339石 十郷45か村

①朝倉氏時代の鳴鹿大堰

天文6年（1537）6月28日 朝倉氏一乗谷奉行人連署奉書

→某所給人・寺庵・百姓中（大連三郎左衛門家1号）

一、今度東長田と用水申す事に就き、服部彦右衛門尉・中村九郎□□□檢使に遣わさるるの処、鳴鹿普請一向不届きに依り、申すに及ぶ事、

一、十郷百姓など鳴鹿へ罷り出で、用水下候様普請□□□□、領主檢使を出し堅く申し付くべし、…

一、万一如在に至らば、御中間を以て催促あるべし、猶以て難渋の在所においては、科銭相当を出させらるべし、仍って井料米未進あらば、訴訟申すべきこと、

→(a) 井料米徵収=「十郷百姓など」による鳴鹿普請

(b) 「領主」による「檢使」派遣

(c) 朝倉氏による最終的保証（御中間・訴訟）

②御普請所

藤1000貫目・杭1000本（山竹田村より）=米16.285石下付

(ア) 1722年の見積もり、石堰40間、籠堰76間、深さ4尺、籠数684、杭2280本（『永平寺町史』通史編（1984年）527頁）。

(イ) 享保12年（1727）鳴鹿普請計画（大連家「家秘簿」、『福井県史』資料編4）

〈必要物〉 竹 8000本、 藤 1133貫目、 杭木 7000本、 人足 9000人

〈負担割合〉 十郷（44.44%） 高椋（40.74%） 磯部（14.82）

*人足は別に109か村に割り当てられている。

→御普請所支援額をはるかに超える負担 山竹田村に対する藤・杭の役

③宝暦年間の大堰争論

宝暦元年（1751）8月に吉田郡五領ヶ島（上・下合月、兼定島・末政など）の人々が、浄法寺山稼ぎの往復路確保と材木の筏流しのために鳴鹿大堰を破壊する。大堰側はこれは「御普請所」（16石余の公的補助）の「定堰」であると主張した。五領ヶ島は堰は毎年8月から翌4月まで切り落すことになっていると反論した。切り落としは宝暦4年にも起こったので、翌5年2月に幕府の裁許に従い、8月から4月まで堰138間のうち北24間を取り扱うことで双方合意した（土肥孫左右衛門家文書7号、『福井県史』資料編4）。

→堰と水運（筏・川舟）との競合関係

→堰の優越性と公益性

4. 九頭竜川の渡船

①比島の渡舟組（東渥羽区有文書、吾田与三兵衛文書、『勝山市史』資料編3所収）

（イ）昔はあった大船がなくなったので、牛馬が運べない比島は天明8年（1788）に大船建造を提案したが、建造費のことでの鹿谷の村々によって反対された。

（ロ）享和2年（1802）比島（川上）の渡しの舟組が発坂から矢戸口までの谷なか12か村で形成。氾濫により渡場が従来より川上になったので、最も川下の保田が組から抜ける。それで困るので冬場だけ保田の近くに舟場を設けることで組中が納得する。

（ハ）文化8年（1811）3月の夜渡船が渋滞したこと鹿谷に罵倒された比島は腹いせに「舟支配・舟人支配」は止めると主張。→比島舟組は比島の渡船支配は従来通りで、その雑用は鹿谷が負担すること、比島を舟元とし新造船の相談は比島で行うなどを確認する。

→舟組の中で指導権を握ろうとする比島、それに反発する他の村々。村の利害で争いながら、何とか組の繋がりを維持しようとしている。

②広域的負担 勝山藩村附等覚帳（中村吉右衛門文書28号、『勝山市史』資料編2）

中嶋船割高（比島中島＝鵜島渡） 5村・町組 計 30897.896石

右、三ヶ堀ハ 川向い大野領

三ヶ武ハ 郡上領 御公領 勝山領 勝山町

☆延享2年（1745）12月に大野藩大庄屋は中島舟年賦銀として1年分銀5匁4厘を「勝山船頭権助」

☆正徳元年の（1711）志比境村の入用書上に「銀武匁 渡守給 是ハ比島・大渡り両所船賃卯年分」（清水征信家文書6号、県資4）とあり、組合村でなくとも給分を村が支払っている。

→近年、近代的地方自治や行政の原型としての組村の活動が注目されているが、渡船もそうした活動（共同利害、利害対立、調整、組織維持）なのである。

⇒自然の脅威の克服。全体的保全・管理は村・流域連合でない。古い時代ほど支配者の関与が強い。鳴鹿大堰の存在。堰や渡船をめぐる広域的村組合の形成。

=川はそれを利用する人のもの

→利用の衰退（筏・川舟・渡船）

→川はみんな（含む動植物）のもの